

業務仕様書

1. 業務の名称

可児市観光PR業務

2. 業務期間

契約締結日から令和4年2月28日（月）まで

3. 業務の目的

本業務は、「地元の魅力」「地域内観光」の情報発信を行い、体験や食事など滞在時間の延伸や観光消費の推進につながる観光パンフレットの制作を中心とするウィズコロナ時代に即した観光PRを実施することでマイクロツーリズムの促進を図ることを目的とする。

4. 業務の内容

(1) 観光パンフレット制作業務

①掲載内容及びデザイン

- ・魅力のある観光資源を発信するために作成した「ふらっと可児あるき」と並行で活用するため差別化と双方を引き立て合うような内容とすること。
- ・散策やガイドなど市内で体験できるコンテンツを切り口とした内容とすること。
- ・観光資源に携わる地域団体等に寄り添った内容にすること。
- ・表紙は多数陳列するパンフレットの中から、目を惹くような訴求力の高いデザインとすること。
- ・パンフレット制作に伴う取材及び撮影を行うこと。但し、市と協議の上、市の所有する写真等を使用しても良いこととする。また、リード文は市が別途提供する。
- ・受け手の視点で体験する場面をイメージしやすく、また、魅力的な写真を多用することで視覚的に興味を持たせる内容とすること。
- ・市内とその周辺観光地との位置関係が分かる程度の地図を掲載すること。
- ・可児市までのアクセス方法や所要時間等の情報を分かりやすく掲載すること。

②仕様及び規格

規格：パンフレットラック等への配架を考慮したサイズ及びページ数とすること。

紙質：コート紙（90kg）同等以上

印刷：全ページカラー

部数：10,000部程度

納品：可児市役所観光経済部観光交流課（可児市広見一丁目1番地）に納入すること。

納期：令和3年12月28日（火）まで

(2) 幟旗の制作業務

① 掲示内容及びデザイン

- ・「可児市」であることが一目でわかり、なおかつ観光資源の魅力を十分に伝えられるデザインにすること。
- ・年間を通して長期的に使用できるもの。
- ・PRブース出展などのイベントの際に使用できるもの。

② 仕様及び規格

規格：横 600mm×縦 1800mm

仕様：左チチ、周囲ヒートカット断裁

印刷：両面フルカラー

部数：100枚程度（ポールや注水台は含まない）

納品：可児市役所観光経済部観光交流課（可児市広見一丁目1番地）に納品すること。

納期：令和3年10月1日（金）まで

(3) 観光プロモーション（独自提案）

- ① 本業務の目的を踏まえた上で、受託者提案による観光プロモーションを実施すること。
- ② 提案に際して、効果測定可能な具体的目標値等を提示すること。
- ③ ウィズコロナ時代における新しい生活様式を取り入れた提案とすること。

5. 本業務に係る留意事項

- ・本業務に係るデザイン業務全般については、受託者から提案の上、市と協議して決定すること。
- ・パンフレット及び幟旗の校正はそれぞれ3回以上とし、その際必要に応じて、内容について市に確認を行うこと。
- ・本仕様書に明示無き事項や業務上の疑義又は変更が発生した場合は、両社協議により、業務を進めるものとする。
- ・本業務の実施にあたっては、市や関係団体等と十分に協議した上で行うこと。

6. 実施体制

総括責任者を1名のほか、必要な実務担当者を配置すること。ただし、総括責任者と実務担当者の兼務は妨げないものとする。また、受託期間中は、市と緊密な連絡及び運営体制を構築すること。

受託者は、契約締結後、速やかに実施計画（実施体制表、事業計画、スケジュール表等）及び連絡体制（緊急時含む）を作成し市に提出すること。また、事業の進捗状況を適宜市に報告する等、市との連絡を密に行うこと。

7. 業務完了後の提出書類

受託者は、業務完了後遅滞なく、委託業務完了届及び事業実績報告書を提出すること。
また、成果物に関しては電子データが入った納入物（AdobeIllustrator 形式及び PDF 形式：DVD-ROM 1 枚）にて納品すること。なお、本事業で制作した成果物の納品は以下の通り（ア～オ）とする。

- (1) 観光パンフレット 10,000 部程度
- (2) 幟旗 100 本程度
- (3) WEB等の掲載用PDFデータ、JPEGデータ（色：RGBカラー）
- (4) 写真やテキスト等のデータ 一式
- (5) その他、委託事業に関連する参考資料及び市が必要と認めた関係書類一式

※電子データはDVD等の電子媒体にまとめて保存の上、納品すること。

8. 著作権等に関すること

別記「著作権等取扱特記事項」によること。

9. 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 関係法令の遵守

業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

- (2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効果的・効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができる。

- (3) 個人情報保護の保護・機密の保持

受託者及び業務従事者は、可児市個人情報保護条例（平成 11 年 12 月 28 日条例第 23 号）を遵守するとともに、業務上知り得た情報を適正に管理し、漏洩、滅失、毀損してはならない。また、契約終了後も同様とする。

- (4) 立入検査等

市は、業務の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行うことができる。

10. 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との委託契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

- (1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、市は契約の取消しができる。その場合、市に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。

なお、受託者は次期受託者が円滑かつ支障なく当業務を遂行できるよう、業務の引継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等（新型コロナウイルス感染症含む）、市及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否又は業務の内容について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合には、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、受託者は契約の解除等により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供すること。

11. 不当介入における通報義務等

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(2) 不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。